

揭示資料

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 9 条の14第 1 項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和 7 年 6 月 30 日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受 講 対 象 者
年少射撃資格講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の13 第 1 項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開 催 日	時 間	講習会場	場 所	定員
8 月 2 日（土）	午前 9 時 か ら 午後 4 時 ま で	長野会場	長野市松代町西条 3929 番地 長野県警察学校	5 名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講 習 科 目	時間数	考 査 方 法
空気銃の所持に関する法令	3 時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。 (所要時間 60 分)
空気銃の使用の方法	1 時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、年少射撃資格講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の 5 日前の日まで（長野県の休日定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料 9,800 円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課